

# 学校給食用牛乳供給事業実施要領

平成21年6月30日付け21農畜機第1588号承認

平成21年5月26日付茨牛組第40号

## 第1 趣旨

茨城県牛乳協同組合（以下「事業協」という。）は、学校給食用牛乳供給対策要綱（昭和39年8月31日付け文体給第265号、39畜A第5421号文部農林両事務次官通知。以下「対策要綱」という。）、学校給食用牛乳供給対策要領（平成15年9月30日付け15生畜第2865号農林水産省生産局長通知。以下「対策要領」という。）及び学校給食用牛乳供給事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号。以下「実施要綱」という。）に基づき、安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間継続して計画的かつ効率的に供給することを推進するため、その供給の合理化、消費量の維持拡大・定着に係る経費を補助することとし、この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同施行令（昭和30年政令第255号）に定めるほか、この実施要領の定めるところによる。

## 第2 事業実施者

この事業の実施者は、学校の開設者等及び乳業者若しくは乳業者が構成する組織（以下「乳業者等」という。）並びに対策要領第4の3の機関とする。なお、対策要領第4の3の機関は、給食費から牛乳代金の徴収、供給事業者への支払い等の精算事務を県内において一元的に取り扱う機関であること。

## 第3 事業内容

この事業の内容は、次に掲げるものとする。なお、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるところによる。

また、対策要領第2に定めるところによらないで学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者を決定する学校の開設者を対象として実施することができないものとする。ただし1の（2）及び（3）並びに2の事業は、当該開設者が茨城県知事に対して供給計画量、供給価格、供給実績等を報告した場合に限り、当該開設者を対象として実施することができるものとする。

る。

### 1 学校給食用牛乳を通じた食習慣形成活動

学校の開設者等は、(1)から(3)の事業を行うものとする。

#### (1) 児童生徒が取り組む牛乳理解醸成・深化活動事業

児童生徒が牛乳に対する理解を深めるために自ら取り組む活動

#### (2) 食育教室事業

学校給食用牛乳に対する理解の裾野拡大を図るため、児童生徒を対象とした牛乳に対する理解を深めるための食育教室の開催

#### (3) 骨密度測定事業

学校給食用牛乳の価値の再発見を促進するため、中学生を対象とした骨密度の測定。なお、測定の際又は測定結果を生徒に配布する際には栄養指導等を行うものとする。

### 2 学校給食用牛乳を通じた保護者と児童生徒の牛乳飲用習慣形成活動

家庭での牛乳の飲用習慣を形成するため、学校の開設者等は、次に掲げる事業を行うものとする。

#### (1) 保護者等理解促進事業

牛乳を活用した親子料理講習会の開催及び親子又は保護者を対象とした食育教室の開催等。なお、親子料理講習会の際には牛乳に対する理解を深めるための講話を行うものとする。

#### (2) 牧場・乳業ふれあい支援事業

児童若しくは生徒又はその保護者（児童又は生徒とともに事業に参加する場合に限る。）を対象とした牛乳及び酪農への理解を深めるための実習及び見学等。

### 3 学校給食用牛乳の効率的かつ安定的な供給の確保

学校給食用牛乳の供給経費の低減若しくは衛生管理の向上等を図るため、乳業者又は学校の開設者等は、(1)の事業を行うものとする。また、学校給食用牛乳の安定的需要の確保を図るため、対策要領第4の3の機関は、(2)の事業を行うものとする。

#### (1) 配送の合理化又は衛生管理向上等機器整備事業

##### ア 配送の合理化型又は衛生管理向上等型機器整備

供給経費の低減又は衛生管理の向上等を図るための牛乳の保冷库及び県知事が特に必要と認めた施設機器の整備並びに学校給食用牛乳の安全・安心の確保を図るための牛乳の保冷库等への新たな自動記録温度計（以下「合理化施設機器等」という。）の整備。

なお、乳業者等は、合理化施設機器等を整備するときは、当該機器を整備した後においても、県が対策要領第2の3の(3)に基づき実施する見積価格の徴集に参加しなければならないものとする。

#### イ 空容器リサイクル機器整備

空容器の処理・回収に要するための保管庫及び乾燥棚、空容器処理施設機器並びに県知事が特に必要と認めた施設機器（以下「空容器処理施設機器等」という。）の整備。

なお、乳業者は、空容器処理施設機器等を整備するときは、当該機器を整備した後においても、県が対策要領第2の3の(3)に基づき実施する見積価格の徴集に参加しなければならないものとする。

### (2) 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

学校給食用牛乳の安定的な需要を確保するため、学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づく掛増しとなる経費相当額（以下「掛増し相当額」という。）を軽減するための補正額（以下「補正額」という。）を供給数量に応じて対策要領第4の3の機関に交付するものとする。

ア 200cc当たりの補正額は、対策要領第2の1の区域ごとに次の式により定めるものとする。

(ア) 掛増し相当額が一定額以下の場合

$$\text{補正額} = \text{掛増し相当額} \times \text{軽減率}$$

(イ) 掛増し相当額が一定額を超える場合

掛増し相当額が一定額までは一定額に軽減率を乗じた額、一定額を超える部分については3分の2以内とする。

注1 掛増し相当額とは、対策要領第2の3の(3)で決定した200cc当たりの供給価格について地域基準価格を上回る額をいう。

2 地域基準価格とは、対策要領第2の3の(3)で決定した区域ごとの供給価格を、当該年度の供給見込み数量で加重平均した200cc当たりの県平均価格をいう。

3 軽減率については、県知事が、学校給食用牛乳の需要の安定を図る観点から掛増し相当額の程度及び需要の状況を勘案して決定するものとし、その上限は2分の1とする。

4 一定額については、県知事が、学校給食用牛乳の需要の安定を図る観点から掛増し相当額の程度及び需要の状況を勘案して決定するものとし、その下限は6円とする

イ なお、アの補正額を基礎とし、供給数量に応じ、掛増し経費の軽減が確実に行われること。

#### 第4 事業の実施

##### 1 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成21年度とする。

##### 2 事業の実施

###### (1) 合理化施設機器等及び空容器処理施設機器等の整備

第3の3に基づく合理化施設機器等及び空容器処理施設機器等を整備する場合にあっては、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号。以下「畜産業振興事業の実施について」という。）12、14及び15の規定に準じて実施するものとする。

###### (2) 合理化施設機器等及び空容器処理施設機器等の管理運営

事業実施者は、この事業によって整備された合理化施設機器等及び空容器処理施設機器等を適正に管理運営するものとする。

#### 第5 補助金に係る事項

##### 1 補助金の交付申請

(1) 事業実施者は、補助金の交付を受けようとする場合は、茨城県牛乳協同組合理事長（以下「理事長」という。）が別に定める期日までに別紙様式第1号の学校給食用牛乳供給事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。この場合、第3の1の(1)から(3)及び2並びに3に掲げる事業を行う場合にあっては、畜産業振興事業の実施についての5の(1)の規定に準じてコスト分析等を実施することとする。

ただし、料理講習会材料費についての基準は、参加者1人当たり600円とする。

(2) 事業実施者は、(1)の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第26号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

##### 2 変更承認の申請

事業実施者は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる事項を変更しようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の学校給食用牛乳供給事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 事業実施者の変更
- (5) 合理化施設機器等及び空容器処理施設機器等の設置場所の変更
- (6) 合理化施設機器等及び空容器処理施設機器等の設置台数の変更

### 3 概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、事業の出来高に応じ、交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができるものとする。
- (2) 事業実施者は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の学校給食用牛乳供給事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 実績報告書

- (1) 事業実施者は、補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の3月31日までに別紙様式第4号の学校給食用牛乳供給事業実績報告書を理事長に提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、1の(2)のただし書きにより交付申請した場合において、(1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告する。
- (3) 事業実施者は、1の(2)のただし書きにより交付申請した場合において、(1)の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の学校給食用牛乳供給事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額((2)の規定に基づき減額した場合は、その金額が減じた金額を上回る部分の金額)を理事長に返還しなければならない。

### 第6 事業の評価

事業実施者は、第3の事業を実施しようとする場合は、次により事業効

果の評価を行うものとする。

#### 1 評価計画（事業実施計画検証シート）の作成

事業実施者は第5の1の（1）の補助金交付申請書を提出するに当たっては、事業効果に関する評価計画書（事業実施計画検証シート）を作成するものとする。

#### 2 評価実績の報告

事業実施者は第5の4の実績報告書を提出するに当たっては、1に評価結果を記載した事業効果に関する評価実績書をもって評価実績を報告するものとする。

### 第7 帳簿等の整理保管等

#### 1 帳簿の整理保管

事業実施者は、この事業に係る補助金の経理及び内容を明らかにした書類、帳簿並びにこれに係る証拠書類を整理保管するものとし、その保存期間は、当該事業終了後5年間とする。

#### 2 事業実施状況の徴取等

理事長は、実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について必要に応じ調査し又は報告を求めることができるものとする。

#### 3 その他

理事長は、実施要領に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

### 附 則

この実施要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別 表

| 事業の種類  | 補助対象経費  | 補助率  |
|--|---|--|
| <p>1 学校給食用牛乳を通じた食習慣形成活動</p> <p>(1) 児童生徒が取り組む牛乳理解醸成・深化活動</p> <p>(2) 食育教室</p> <p>(3) 骨密度測定</p> | <p>学校の開設者等が(1)から(3)の事業を、実施するのに要する経費</p> <p>児童生徒が牛乳に対する理解を深めるために自ら取り組む活動</p> <p>児童生徒を対象とした牛乳に対する理解を深めるための食育教室の開催</p> <p>中学生を対象とした骨密度測定</p> | <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>                                 |
| <p>2 学校給食用牛乳を通じた保護者と児童生徒の牛乳飲用習慣形成活動</p> <p>(1) 保護者等理解促進事業</p>                                | <p>学校の開設者等が、家庭での牛乳の飲用習慣を形成するため、次に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>牛乳を活用した親子料理講習会の開催及び親子又は保護者等を対象とした食育教室の開催等</p>                                     | <p>定 額</p> <p>(ただし、食育教室等において牧場、乳業工場等で見学を行う場合にあつては2分の1以内とする。)</p> |

| 事業の種類                                 | 補助対象経費   | 補助率    |
|---------------------------------------|--|--------|
| (2) 牧場・乳業<br>ふれあい支援<br>事業             | 児童若しくは生徒又はその保護者<br>(児童又は生徒とともに事業に参加<br>する場合に限る) を対象とした牛乳<br>及び酪農への理解を深めるための実<br>習及び見学等   | 2分の1以内 |
| 3 学校給食用牛<br>乳の効率的か<br>つ安定的な供<br>給の確保  | 乳業者又は学校の開設者等が、学<br>校給食用牛乳の供給経費の低減又は<br>衛生管理の向上等を図るため、(1)<br>の事業を行うのに要する経費<br><br>対策要領第4の3の機関が、学校<br>給食用牛乳の安定的需要の確保を<br>図るため、(2)の事業を実施する<br>のに要する経費 |        |
| (1) 配送の合理<br>化又は衛生管<br>理向上等機器<br>整備事業 |  |        |
| ア 配送の合理化<br>型又は衛生管理<br>向上等型機器整<br>備   | 合理化施設機器等の整備  | 3分の1以内 |
| イ 空容器リサイ<br>クル機器整備                    | 空容器処理施設機器等の整備  | 2分の1以内 |
| (2) 学校給食用<br>牛乳安定需要<br>確保対策事業         | 対策要領第4の3の機関への補正<br>額の交付  | 定 額    |



別紙様式第1号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

茨城県牛乳協同組合理事長 殿

住 所  
事業実施者名  
代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙1「学校給食用牛乳供給事業実施計画」のとおり
- 3 事業効果の評価計画  
別紙2「平成 年度学校給食用牛乳供給事業効果の評価計画書」のとおり
- 4 事業に要する経費及び負担区分

| 区 分   | 事業費 | 負担区分       |     | 備考 |
|---|-----|------------|-----|----|
|   |     | 事業協<br>補助金 | その他 |    |
| 1 学校給食用牛乳を通じた食習慣形成活動<br>(1) 児童生徒が取り組む牛乳理解醸成・深化活動事業<br>(2) 食育教室事業<br>(3) 骨密度測定事業 | 円   | 円          | 円   |    |
| 2 学校給食用牛乳を通じた保護者と児童生徒の牛乳飲用習慣形成活動<br>(1) 保護者等理解促進事業                              |     |            |     |    |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| (2) 牧場・乳業ふれあい支援事業<br>3 学校給食用牛乳の効率的かつ安定的な供給の確保<br>(1) 配送の合理化又は衛生管理向上等機器整備事業<br>ア 配送の合理化型又は衛生管理向上等型機器整備<br>イ 空容器リサイクル機器整備<br>(2) 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業 |  |  |  |  |
| 計  |  |  |  |  |

(注) 事業を委託する場合は、備考欄に委託先名、委託費を記載すること。

5 事業開始及び完了予定年月日

別紙様式第1号の別紙1

学校給食用牛乳供給事業実施計画

1 学校給食用牛乳を通じた食習慣形成活動

(1) 児童生徒が取り組む牛乳理解醸成・深化活動事業

| 活動内容等 | 事業費 | 負担区分   |        | 備考 |
|-------|-----|--------|--------|----|
|       |     | 事業協補助金 | その他( ) |    |
|       | 円   | 円      | 円      |    |
| 計     |     |        |        |    |

(注) 備考欄には、積算基礎を記載すること。

(2) 食育教室事業

| 時期 | 内容 | 参加人数 | 事業費 | 負担区分   |        | 備考 |
|----|----|------|-----|--------|--------|----|
|    |    |      |     | 事業協補助金 | その他( ) |    |
|    |    |      | 円   | 円      | 円      |    |
| 計  |    |      |     |        |        |    |

(注) 備考欄には、積算基礎を記載すること。

(3) 骨密度測定

| 時期 | 測定人数 | 事業費 | 負担区分   |        | 備考 |
|----|------|-----|--------|--------|----|
|    |      |     | 事業協補助金 | その他( ) |    |
|    |      | 円   | 円      | 円      |    |
| 計  |      |     |        |        |    |

(注) 備考欄には、積算基礎を記載すること。

## 2 学校給食用牛乳を通じた保護者と児童生徒の牛乳飲用習慣形成活動

### (1) 保護者等理解促進事業

| 時期 | 内容 | 参加人数<br>(組数) | 事業費 | 負担区分       |        | 備考 |
|----|----|--------------|-----|------------|--------|----|
|    |    |              |     | 事業協<br>補助金 | その他( ) |    |
|    |    |              | 円   | 円          | 円      |    |
| 計  |    |              |     |            |        |    |

(注) 備考欄には、積算基礎を記載すること

### (2) 牧場・乳業ふれあい支援事業

| 時期 | 実施場所 | 内容 | 参加人数 | 事業費 | 負担区分       |        | 備考 |
|----|------|----|------|-----|------------|--------|----|
|    |      |    |      |     | 事業協<br>補助金 | その他( ) |    |
|    |      |    |      | 円   | 円          | 円      |    |
| 計  |      |    |      |     |            |        |    |

(注) 1 指定団体等実施型の場合は、実施学校名も記載すること

2 備考欄には、積算基礎を記載すること

3 学校給食用牛乳の効率的かつ安定的な供給の確保

(1) 配送の合理化又は衛生管理向上等機器整備事業

ア 配送の合理化型又は衛生管理向上等型機器整備

| 事業の内容  |                | 工期        |           | 事業費 | 負担区分       |            | 備考 |
|--------|----------------|-----------|-----------|-----|------------|------------|----|
| 機器等の区分 | 施行箇所<br>又は設置場所 | 着工年<br>月日 | 竣工年<br>月日 |     | 事業協<br>補助金 | その他<br>( ) |    |
|        |                |           |           | 円   | 円          | 円          |    |
| 計      |                |           |           |     |            |            |    |

(注) 備考欄には、積算基礎及び導入理由を記載すること。

イ 空容器リサイクル機器整備

| 事業の内容  |                | 工期        |           | 事業費 | 負担区分       |            | 備考 |
|--------|----------------|-----------|-----------|-----|------------|------------|----|
| 機器等の区分 | 施行箇所<br>又は設置場所 | 着工年<br>月日 | 竣工年<br>月日 |     | 事業協<br>補助金 | その他<br>( ) |    |
|        |                |           |           | 円   | 円          | 円          |    |
| 計      |                |           |           |     |            |            |    |

(注) 備考欄には、積算基礎及び導入理由を記載すること。

(1) の計

| 区分                              | 事業費 | 負担区分   |         |
|---------------------------------|-----|--------|---------|
|                                 |     | 事業協補助金 | その他 ( ) |
| ア 配送の合理化型又は<br>衛生管理向上等型機<br>器整備 | 円   | 円      | 円       |
| イ 空容器リサイクル機<br>器整備              |     |        |         |
| 合 計                             |     |        |         |

(2) 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

| 区域 | 区域別<br>供給価格 | 地域基<br>準価格 | 事業の<br>対象と<br>なる格<br>差 | 軽減<br>率 | 一定<br>額以<br>下 | 一定<br>額超 | 補正<br>額 | 当該年<br>度供給<br>見込数<br>量 | 補助金 |
|----|-------------|------------|------------------------|---------|---------------|----------|---------|------------------------|-----|
|    | 円           | 円          | 円/本                    | %       | 円/<br>本       | 円/<br>本  | 円/<br>本 | 本                      | 円   |
| 計  |             |            |                        |         |               |          |         |                        |     |

- (注) 1 「区域」は、実施要領第5の1の区域をいう  
 2 「軽減率」は50%を上限に知事が決定した率とする  
 3 「一定額」は6円を下限に知事が決定した額とする  
 4 上記表は事業の対象となる格差が生じる区域について記入する  
 5 格差が一定額以下の場合 補正額＝格差×軽減率  
 6 格差が一定額を超える場合は、格差が一定額までは一定額に軽減率を乗じた額、  
 一定額を超える部分については3分の2以内とする  
 7 学校ごとの内訳は、別紙のとおり

別紙様式第1号の別紙1の別紙

学校給食用牛乳の安定的需要確保対策事業対象学校等の内訳

| 学校区分       | 所在地及び学校名 |     | 地域基準<br>価格 | 1本当たりの<br>供給価格 | 年間供給計画（実績）本数A（200cc換算） |     |     |     |
|------------|----------|-----|------------|----------------|------------------------|-----|-----|-----|
|            | 市町村名     | 学校名 |            |                | 学期別供給計画（実績）本数：（A）の内訳   |     |     |     |
|            |          |     |            |                | 1学期                    | 2学期 | 3学期 |     |
| 小学校        |          |     | 円/本        | 円/本            | 本                      | 本   | 本   | 本   |
|            |          |     |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            |          |     |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            | 計        | 校   |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
| 中学校        |          |     |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            |          |     |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            |          |     |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            | 計        | 校   |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
| 夜間高校       |          |     |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            |          |     |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            |          |     |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            | 計        | 校   |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
| 特別支援<br>学校 |          |     |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            |          |     |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            |          |     |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            | 計        | 校   |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |
|            | 合計       | 校   |            |                | ( )                    | ( ) | ( ) | ( ) |

記入注意

1. 小計欄における学校数については、分校は1校とみなす。
2. 小中一貫校については、学校は小学校とする。児童・生徒は小学生又は中学生のそれぞれに分類すること。
3. 給食センターは学校数に含めない。
4. 「供給対象人員」欄の人員は、計画時には当該学校における当該年度当初の供給対象人員を記入し、実績時には第2学期の供給対象人員を記入すること。

5. 「学校区分」欄の「中学校」には、中等教育学校の前期課程を含み、「夜間高校」には、中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程を含む。
6. 全乳形態以外とは、「国産100%」の乳原料を主原料とした成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又ははっ酵乳。
7. 供給本数は、200ccに換算した本数を記入すること。
8. 調理用を含めること。
9. 全乳形態以外での供給がある場合は、内数で（ ）に記入すること。



平成 年度学校給食用牛乳供給事業効果の評価計画書（事業効果の評価実績書）

（平成 年度学校給食用牛乳供給事業実施計画検証シート）

| 事業区分  | 期待する効果<br>（目 標） | 効果を得るための<br>具体的な取組計画 | 計画の必要性<br>及び有効性 | 効果測定のおえ方<br>（達成度測定手法） | 評 価 |
|---|-----------------|----------------------|-----------------|-----------------------|-----|
| 1 学校給食用牛乳を通じた食習慣形成活動<br>（1）児童生徒が取り組む牛乳理解醸成・深化活動事業<br>（2）食育教室事業<br>（3）骨密度測定事業<br>2 学校給食用牛乳を通じた保護者と児童生徒の牛乳飲用習慣形成活動<br>（1）保護者等理解促進事業<br>（2）牧場・乳業ふれあい支援事業<br>3 学校給食用牛乳の効率的かつ安定的な供給の確保 |                 |                      |                 |                       |     |

| 事業区分  | 期待する効果<br>(目 標) | 効果を得るための<br>具体的な取組計画 | 計画の必要性<br>及び有効性 | 効果測定の方法<br>(達成度測定手法) | 評 価 |
|---|-----------------|----------------------|-----------------|----------------------|-----|
| (1) 配送の合理化又は衛生<br>管理向上等機器整備事<br>業<br>ア 配送の合理化型又は衛<br>生管理向上等型機器整<br>備<br>イ 空容器リサイクル機器<br>整備<br>(2) 学校給食用牛乳安定需<br>要確保対策事業 |                 |                      |                 |                      |     |
| 全 体   |                 |                      |                 |                      |     |

注1 事業実施計画等提出時は、「期待する効果」、「効果を得るための取組計画」、「計画の必要性及び有効性」、「効果測定の考え方」を記載して事業評価計画書（事業実施計画検証シート）とする。

2 第3の1の（1）から（3）及び2の事業については、実施する全ての項目ごとに詳細に記述すること。

3 「効果測定の考え方」は、実績報告時の「評価」を念頭において記述すること。目標設定・評価の対象とする事業内容については、達成すべき成果目標に係る具体的数値目標をできるかぎり記述すること。

4 事業実績報告書提出時は、1の計画書の各欄を実績に置き換えるとともに、「効果測定の考え方」に基づいて「評価」の欄を記載し、事業評価実績書とする。目標設定・評価の対象とする事業内容については、達成すべき成果目標に係る具体的数値目標についてその実績を記述し評価を行うこと。

5 事業区分ごとに記載するとともに、全体の事業効果についても記載すること。

別紙様式第 2 号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

茨城県牛乳協同組合理事長 殿

住 所  
事業実施者名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け茨牛組第 号で補助金交付決定通知があった学校給食用牛乳供給事業について、下記のとおり変更いたしたいので、学校給食用牛乳供給事業実施要領第 5 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙 1 「学校給食用牛乳供給実績報告書」のとおり  
(別紙様式第 1 号の別紙 1 に準ずる)
- 3 事業効果の評価計画  
(別紙様式第 1 号の別紙 2 に準ずる)
- 4 事業に要する経費及び負担区分  
(別紙様式第 1 号に準ずる)
- 5 事業開始及び完了予定年月日

注 1. 記の記載要領は、別紙様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

茨城県牛乳協同組合理事長 殿

住 所  
事業実施者名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け茨牛組第 号で補助金交付決定のあった学校給食用牛乳供給事業について、下記により金 円を概算払により交付されたく、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の3の規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

| 区分 | 交付決定 |            | 事業の遂行状況<br>(平成 年 月 日現在) |            |     | 既概算払<br>受領額<br>④ | 今回概算<br>払請求額<br>③-④ | 備考 |
|----|------|------------|-------------------------|------------|-----|------------------|---------------------|----|
|    | 事業費  | 事業協<br>補助金 | 事業費                     | 事業協<br>補助金 | 出来高 |                  |                     |    |
|    | ①    |            | ②                       | ③          | ②/① |                  |                     |    |
|    | 円    | 円          | 円                       | 円          | %   |                  |                     |    |
| 計  |      |            |                         |            |     |                  |                     |    |

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業遂行状況を別紙様式第1号に準じて作成し、添付すること。

2 振込先

平成 年度学校給食用牛乳供給事業実績報告書

番 号  
年 月 日

茨城県牛乳協同組合理事長 殿

住 所  
事業実施者名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け茨牛組第 号で補助金交付決定通知のあった学校給食用牛乳供給事業について、下記のとおり実施したので、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の4の(1)の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。  
なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙1「学校給食用牛乳供給実績報告書」のとおり  
(別紙様式第1号の別紙1に準ずる)
- 3 事業効果の評価実績  
別紙2「平成 年度学校給食用牛乳供給事業効果の評価実績書」のとおり (別紙様式第1号の別紙2に準ずる)
- 4 事業開始及び事業完了年月日
- 5 事業に係る精算

| 区 分 | 交付決定 |            | 事業実績 |            | 既概算払<br>受領額 | 今回精算<br>払請求額 |
|-----|------|------------|------|------------|-------------|--------------|
|     | 事業費  | 事業協<br>補助金 | 事業費  | 事業協<br>補助金 |             |              |
|     | 円    | 円          | 円    | 円          | 円           | 円            |
| 計   |      |            |      |            |             |              |

(注) それぞれの事業項目ごとに記載すること。

- 6 振込先

別紙様式第5号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業に係る仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

茨城県牛乳協同組合理事長 殿

住 所  
事業実施者名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け茨牛組第 号で補助金交付決定のあった学校給食用牛乳供給事業補助金について、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の4の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額<br>（平成 年 月 日付け 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。